



【衝突事故概要】

船舶: パナマ籍貨物船(NIKKEI TIGER)
漁船(堀栄丸)

日時: 平成24年9月24日午前1時56分ごろ

場所: 宮城県金華山東方沖930km

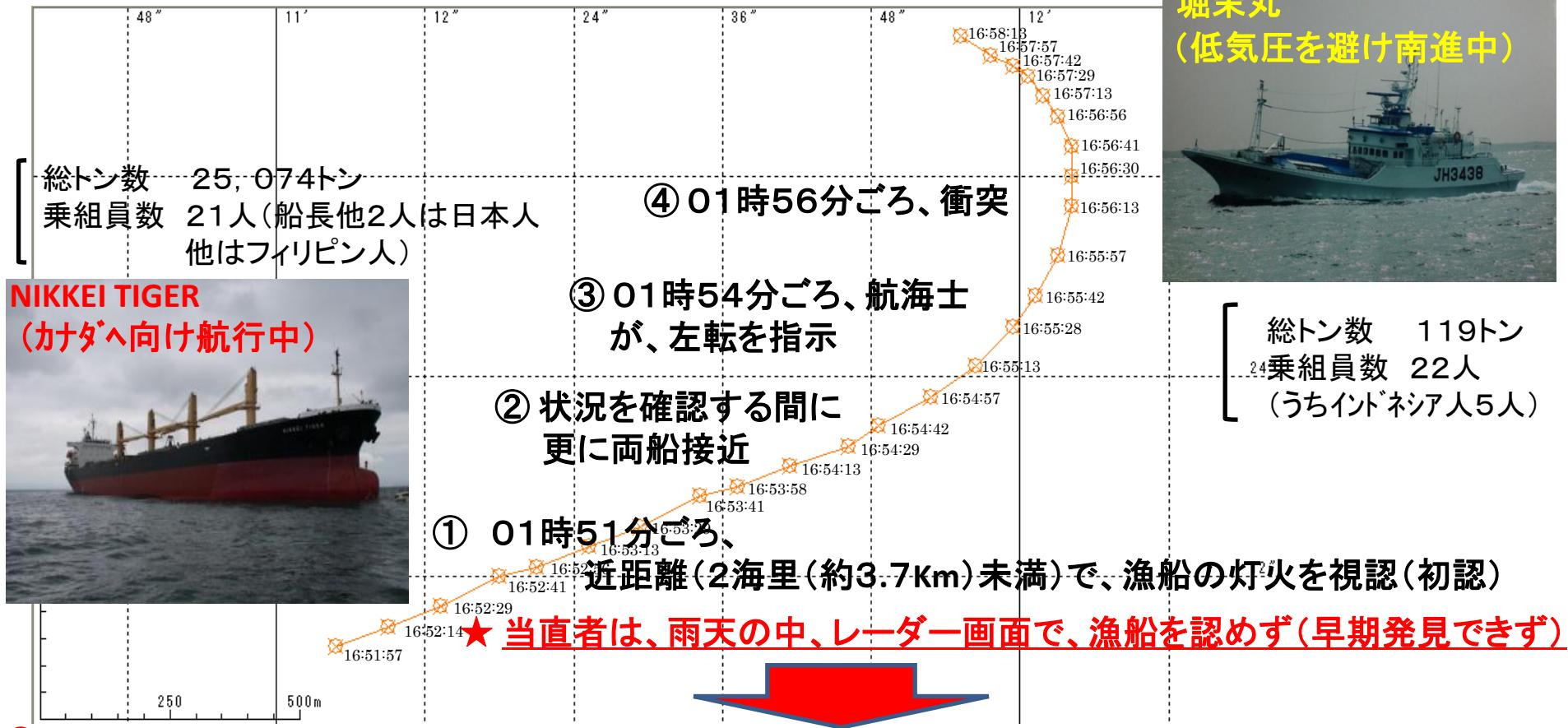
被害: 漁船乗組員13名死亡



運輸安全委員会

平成25年10月25日(経過報告 説明資料)

パナマ籍貨物船(NIKKEI TIGER)と漁船(堀栄丸)の衝突事故経過報告・意見



衝突防止には相手船の早期発見が重要であり、そのために講すべき施策(意見)として;

- ① 国土交通大臣及び水産庁長官は、外洋を航行等する漁船の所有者等に対し、船舶自動識別装置(AIS)の衝突防止のための有用性の周知等AIS早期普及のための施策の検討を行うこと
- ② 国土交通大臣は、海運事業者に対し、航行する海域の漁船の操業状況についての情報を、また、水産庁長官は、漁船の所有者等に対し、事故発生状況等の情報を、運輸安全委員会の船舶事故ハザードマップ等から入手し、活用するように指導すること

再発防止策① AIS(機能等)

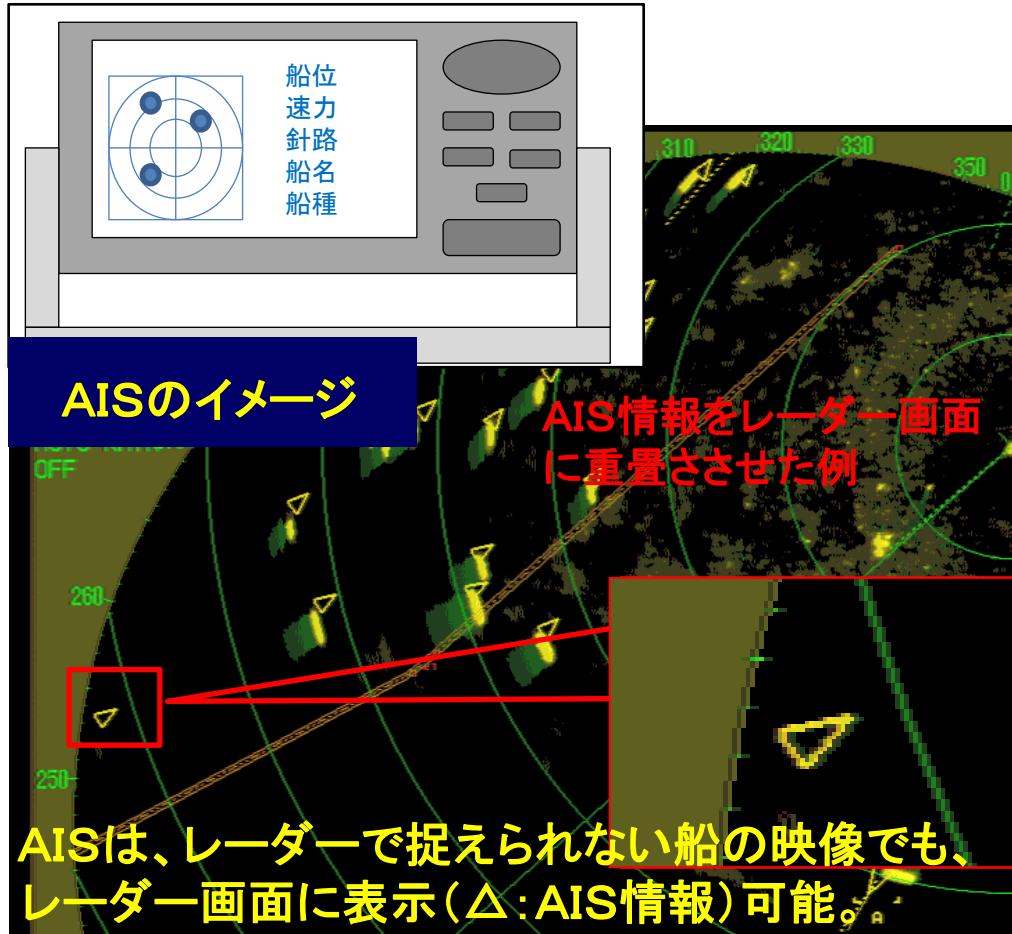
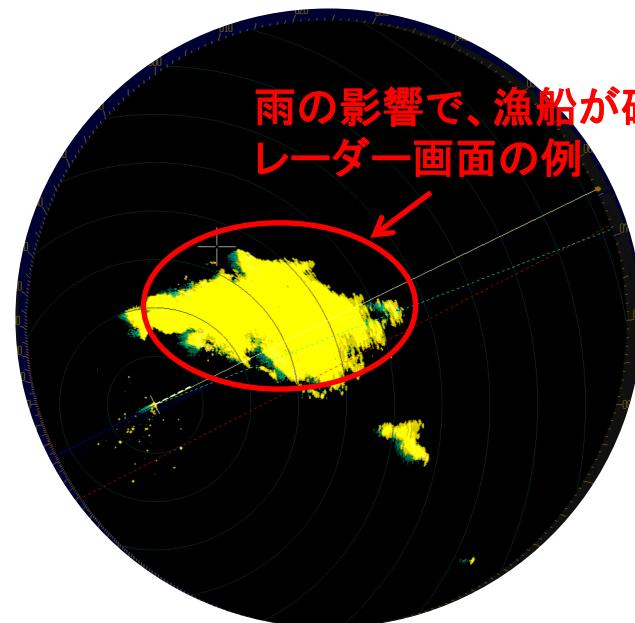
(1) AIS(船舶自動識別装置)は、船舶に搭載して、船舶間で、船位、速力、針路、船種、船名等の情報を送受信する装置(低出力の機種(簡易AIS)でも情報到達距離は約4.5海里(約8.3km)以上)

(2) AISと簡易AIS

- ① AIS: 国際条約、船舶安全法等により、一部船舶(外航旅客船、300トン以上の外航船、500トン以上の内航船)に搭載及び使用が強制化
- ② 簡易AIS: 任意で搭載・使用(小出力。無線技術者資格が不要)

(3) AISの衝突防止についての有用性

AISは、レーダーに比べて、悪天候に強く、相手船の大きさ等に左右されない。



再発防止策② 航行する海域の漁船操業状況等の把握(運安委のハザードマップを通じて)

運輸安全委員会の船舶事故ハザードマップ(約15000件の事故発生場所・概要、航路等情報をHP上で提供)を通じて、海運事業者・漁業者に対し、事故情報、漁業操業状況に係る情報等の提供、活用の推奨等を図る

